

答申第2号

令和4年9月28日

海老名市長 内野 優 殿

海老名市個人情報保護審査会

会 長 鴨 志 田 勝 則

海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の制定内容について（答申）

令和4年9月2日付けで諮問のありました海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の制定内容について、下記のとおり答申します。

記

海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例に規定すべき内容の方向性について審査会で審議したところ、いずれも適当なものと認められると判断します。